

■ 令和 8 年10月改訂版の書籍詳細

税理士 杉田 宗久／編著

令和 8 年11月13日発行

定価:2,090円(本体1,900円+税) A 5 判274頁

- 分厚くなりがちな相続実務のノウハウを、コンパクトなサイズに集約
- フローチャートや図表などで使用頻度・重要度の高い内容をわかりやすく解説

○民法の基礎知識から始まり、申告スケジュールや必要な収集資料、財産評価の実務、 相続時精算課税制度や事業承継税制など、この 1 冊で主な相続税・贈与税実務を網羅しています。

○使用頻度、重要度の高い内容をわかりやすく実務手順にまとめた相続税実務の座右の書です。

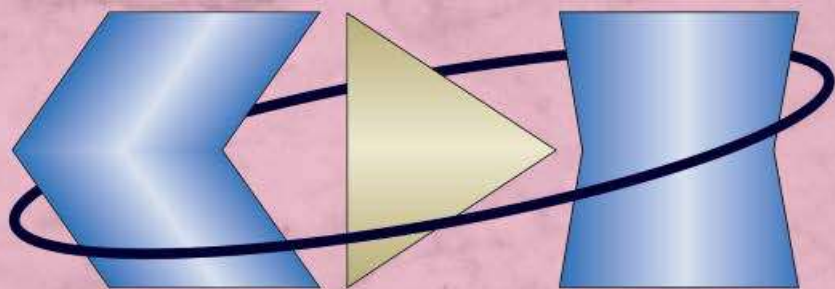
令和8年10月改訂版

実務家のための

相続税 ハンドブック

税理士 杉田宗久 編著

- 令和8年度の主な改正事項
- 民法の基礎知識
- 相続財産の譲渡
- 相続税申告のための確認資料
- 財産評価
- 贈与税（暦年課税）
- 相続時精算課税
- 事業承継税制



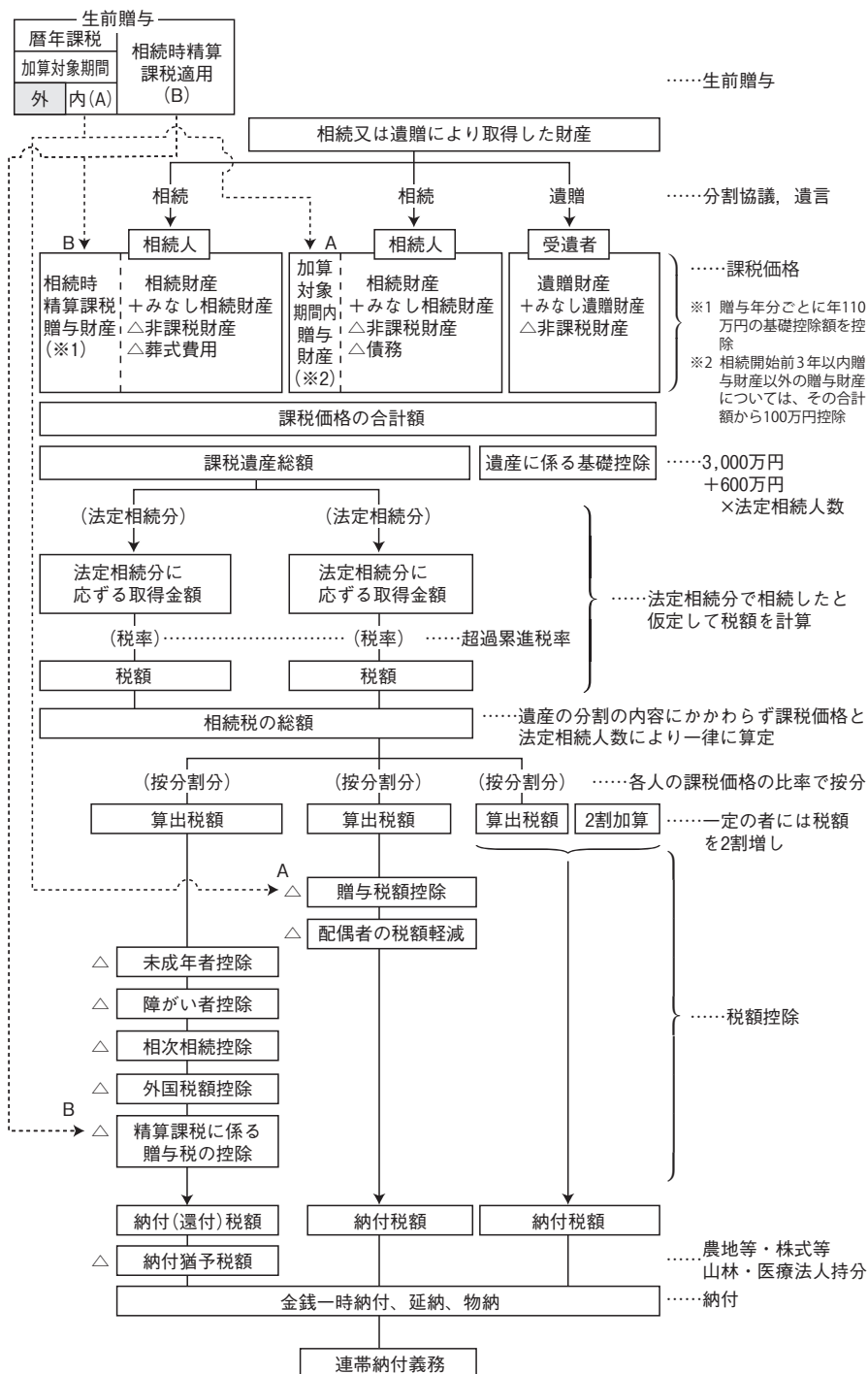
相続税額の早見表

1. 相続人が配偶者と子の場合

- ① $\left\{ (\text{課税価格} - \text{基礎控除}) \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{\text{子の数}} \times \text{税率} - \text{控除額} \right\} \times \text{子の数}$
- ② $(\text{課税価格} - \text{基礎控除}) \times \frac{1}{2} \times \text{税率} - \text{控除額}$
- ③ ① + ② = 相続税の総額
- ④ ③ $\times \text{Min} \left\{ \text{Max} \left(\text{課税価格} \times \frac{1}{2}, 1 \text{ 億}6,000 \text{ 万円} \right), \text{配偶者の取得額} \right\} / \text{課税価格} = \text{配偶者の税額軽減額}$

相続人		配偶者と子 1 人			
基礎控除		4,200万円			
相続状況		配偶者が全て 相続した場合	配偶者が 1 / 2 を 相続した場合		子が全て 相続した場合
		配偶者	配偶者	子	子
課税価格	5,000万円	0 円	0 円	40万円	80万円
	6,000万円	0 円	0 円	90万円	180万円
	7,000万円	0 円	0 円	160万円	320万円
	8,000万円	0 円	0 円	235万円	470万円
	9,000万円	0 円	0 円	310万円	620万円
	1 億円	0 円	0 円	385万円	770万円
	1 億2,000万円	0 円	0 円	580万円	1,160万円
	1 億4,000万円	0 円	0 円	780万円	1,560万円
	1 億6,000万円	0 円	0 円	1,070万円	2,140万円
	1 億8,000万円	304万円	0 円	1,370万円	2,740万円
	2 億円	668万円	0 円	1,670万円	3,340万円
	3 億円	3,229万円	0 円	3,460万円	6,920万円
	5 億円	7,605万円	0 円	7,605万円	1 億5,210万円
	10億円	1 億9,750万円	0 円	1 億9,750万円	3 億9,500万円

相続人		配偶者と子 2 人			
基礎控除		4,800万円			
相続状況		配偶者が全て 相続した場合	配偶者が 1 / 2 を 相続した場合		子が全て 相続した場合
		配偶者	配偶者	子の合計	子の合計
課税価格	5,000万円	0 円	0 円	10万円	20万円
	6,000万円	0 円	0 円	60万円	120万円
	7,000万円	0 円	0 円	113万円	225万円
	8,000万円	0 円	0 円	175万円	350万円
	9,000万円	0 円	0 円	240万円	480万円
	1 億円	0 円	0 円	315万円	630万円
	1 億2,000万円	0 円	0 円	480万円	960万円
	1 億4,000万円	0 円	0 円	655万円	1,310万円
	1 億6,000万円	0 円	0 円	860万円	1,720万円
	1 億8,000万円	244万円	0 円	1,100万円	2,200万円
	2 億円	540万円	0 円	1,350万円	2,700万円
	3 億円	2,669万円	0 円	2,860万円	5,720万円
	5 億円	6,555万円	0 円	6,555万円	1 億3,110万円
	10億円	1 億7,810万円	0 円	1 億7,810万円	3 億5,620万円



■相続税の計算例(P.166参照)

相続人は配偶者と子 2 人で、相続財産及び債務・葬式費用をそれぞれ次表のように取得及び承継した場合。

	配偶者	子 A	子 B
①相続財産	2 億2,000万円	1 億円	4,800万円
②債務・葬式費用	2,000万円	—	—
③課税価格 (①－②)	2 億円	1 億円	4,800万円

(i)課税価格の合計額 2 億円 + 1 億円 + 4,800万円 = 3 億4,800万円

(ii)基礎控除 法定相続人 3 人 $\Rightarrow$ 3,000万円 + 600万円 $\times$ 3 人 = 4,800万円

(iii)課税遺産総額 (i)－(ii) = 3 億円

(iv)法定相続分に応ずる各取得金額

配偶者 $\cdots 3 \text{ 億円} \times \frac{1}{2} = 1 \text{ 億}5,000 \text{ 万円}$

子 $\cdots 3 \text{ 億円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 7,500 \text{ 万円}$

子 $\cdots 3 \text{ 億円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 7,500 \text{ 万円}$

(v)速算表 (表紙裏参照) で税額計算

配偶者 $\cdots 1 \text{ 億}5,000 \text{ 万円} \times 40\% - 1,700 \text{ 万円} = 4,300 \text{ 万円}$

子 $\cdots 7,500 \text{ 万円} \times 30\% - 700 \text{ 万円} = 1,550 \text{ 万円}$

子 $\cdots 7,500 \text{ 万円} \times 30\% - 700 \text{ 万円} = 1,550 \text{ 万円}$

(vi)相続税の総額

4,300万円 + 1,550万円 + 1,550万円 = 7,400万円

(vii)各人ごとの算出税額 () は、按分割合

配偶者 $\cdots 7,400 \text{ 万円} \times 2 \text{ 億円} / 3 \text{ 億}4,800 \text{ 万円} (0.57) = 4,218 \text{ 万円}$

子 A $\cdots 7,400 \text{ 万円} \times 1 \text{ 億円} / 3 \text{ 億}4,800 \text{ 万円} (0.29) = 2,146 \text{ 万円}$

子 B $\cdots 7,400 \text{ 万円} \times 4,800 \text{ 万円} / 3 \text{ 億}4,800 \text{ 万円} (0.14) = 1,036 \text{ 万円}$

(viii)相続税額の 2 割加算

子 A が孫養子であると仮定すると、

2,146万円 $\times 20\% = 429.2 \text{ 万円}$

子 A の税額は、2,146万円 + 429.2万円 = 2,575.2万円

(ix)税額控除

2 割加算後の各人の相続税額から、次の順に税額控除をします。

①贈与税額控除

②配偶者に対する相続税額の軽減 (P.168参照)

$$7,400 \text{ 万円} \times \frac{3 \text{ 億}4,800 \text{ 万円} \times \frac{1}{2}}{1 \text{ 億}6,000 \text{ 万円}} \left\{ \begin{array}{l} \text{いずれか} \Rightarrow 1 \text{ 億}7,400 \text{ 万円} \\ \text{多い方} \quad 2 \text{ 億円} \end{array} \right\} \left\{ \begin{array}{l} \text{いずれか} \Rightarrow 1 \text{ 億}7,400 \text{ 万円} \\ \text{少ない方} \end{array} \right\} = 3,700 \text{ 万円}$$

配偶者の税額

4,218万円 - 3,700万円 = 518万円

③未成年者控除

④障がい者控除

⑤相次相続控除

⑥外国税額控除

目 次

令和 8 年10月改訂版

実務家のための 相続税ハンドブック

相続税・贈与税（暦年課税）の速算表・相続時精算課税・参考報酬規定（相続税）	
相続税額の早見表	1
■年齢早見表（令和 8 年用）	3
■相続税の計算のあらまし（令和 6 年以後）	4
■相続税の計算例	5
令和 8 年度の主な改正事項と適用時期	11
（参考）取引相場のない株式の評価の見直し案	12
■相続時精算課税贈与と暦年課税贈与（令和 6 年以後）	13

民法の基礎知識

■相続開始の時期	15
■相続人の範囲	15
■相続順位	15
■養子・特別養子	15
■嫡出子・非嫡出子	16
■法定相続分	16
■親族の範囲	17
■相続の承認・放棄	18
■相続人の不存在	19
■遺産分割	19
■遺言	20
■配偶者短期居住権	22
■配偶者居住権	22
■遺留分	23
■共同相続における権利の承継の対抗要件	24
■特別の寄与	25
■戸籍	25
■土地の相続登記の申請義務	26
■相続登記の必要書類（遺産分割協議の場合）	26
■遺留分に関する民法の特例	27

準確定申告・相続人の手続	32
---------------------	----

相続財産の譲渡	36
----------------	----

相続税

■納税義務者	41
■法人等に対する贈与又は遺贈	42
1. 法人等に対して遺贈があった場合	42
2. 相続財産を贈与した場合	43

3. 公益信託の信託財産とするために支出した場合の非課税	44
4. 法人等に財産を贈与又は遺贈した者に対する課税	44
5. 措置法第40条と第70条の比較	45
■申告書の提出義務者・提出期限・提出先・添付書類	46
■課税財産と非課税財産	49
■相続税の申告のための確認資料	50
相続人の確定・財産の分割等／土地	50
家屋／立木／上場株式等／取引相場のない株式等／公社債等	51
預貯金・現金／生命保険等／退職金等／貸付金等／事業用財産／その他の財産	52
債務／葬式費用	52
小規模宅地等／生前贈与／配偶者の税額軽減／税額計算等／農地等の納税猶予	53
■財産の所在の判定	53

財産評価（課税価格）

■土地及び土地の上に存する権利	54
1. 通則	54
2. 宅地	56
評価の方法／倍率方式／路線価方式による評価	56
イ. 奥行価格補正率（59） ロ. 側方路線影響加算（60）	
ハ. 二方路線影響加算（60） ニ. 三方路線影響加算（61）	
ホ. 四方路線影響加算（61） ヘ. 不整形地（61）	
ト. 地積規模の大きな宅地（63） チ. 無道路地（66）	
リ. 間口が狭小な宅地（66） ヌ. がけ地等（67）	
ル. 土砂災害特別警戒区域内にある宅地（67）	
ヲ. 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地（67）	
大規模工場用地／私道・歩道状空地／セットバック／都市計画道路予定地	68
文化財建造物／土壤汚染地	68
貸宅地／貸家建付地	69
居住用の区分所有財産の評価	70
3. 農地	72
4. 山林	75
5. 雑種地	76
■小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	78
1. 適用対象の土地等	78
2. 事業用宅地等	79
3. 特定事業用宅地等	80
4. 特定同族会社事業用宅地等	81
5. 貸付事業用宅地等	82
[事業用宅地等の形態と減額割合]	83
6. 居住用宅地等	84
[居住用・貸付用等の判定]	84
7. 特定居住用宅地等	85
8. 郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等	87
9. 申告手続	87
10. 3年以内に分割された場合の手続	88
■借地権・定期借地権などの評価	89
・借地権	89
・定期借地権	91

・地上権・区分地上権・地役権	93
・貸家建付借地権等ほか	94
・配偶者居住権	95
■家屋等の評価	98
■構築物の評価	100
■果樹等及び立竹木の評価	100
■動産等の評価	102
・一般動産 (102) ・たな卸商品等 (102) ・書画骨とう品 (103)	
・電話加入権 (103) ・営業権 (104) ・特許権等 (105) ・著作権 (105)	
■未支給年金等・売買契約後の相続開始・未収法定果実	106
■上場株式の評価	107
■気配相場等のある株式の評価	109
■取引相場のない株式の評価	110
1. 取引相場のない株式の評価方式の判定 (フローチャート)	110
2. 株主の判定	111
3. 会社規模 (Lの割合) の判定	115
4. 純資産価額方式	119
5. 類似業種比準価額方式	124
6. 特定の評価会社	130
7. 一般の評価会社の評価方法	133
8. 株式等保有特定会社	134
9. 種類株式の評価	135
10. 取引相場のない外国法人の株式	137
■株式に関する権利の評価	138
■出資等の評価	139
■公社債等の評価	141
1. 公社債	141
2. 貸付信託受益証券	143
3. 証券投資信託受益証券	143
4. 不動産投資信託証券 (J-REIT)	143
■ゴルフ会員権の評価	144
■貸付金債権の評価	144
■預貯金の評価 ■邦貨換算 ■暗号資産	145
■家族名義の預金等	146
■生命保険金等	149
1. 生命保険契約等に関する課税関係	149
2. 生命保険契約に関する権利	150
3. 生命保険金等	150
4. 定期金に関する権利	153
5. 保証期間付定期金に関する権利	153
6. 契約に基づかない定期金に関する権利	153
■退職手当金等	154
■信託に関する特例	157
■特別寄与者が特別寄与料の支払を受けた場合	158
■葬式費用	159
■債務控除	160

相続税（税額計算等）

■相続開始前7年以内（3年以内）の贈与財産と贈与税額控除	162
■遺産に係る基礎控除	165
■各人ごとの相続税額	166
■配偶者の税額軽減	168
・配偶者の税額軽減額の計算	168
・仮装隠ぺいがあった場合	170
■未成年者控除	171
■障がい者控除	172
■相次相続控除	174
■外国税額控除	176
■未分割の場合の申告手続き	177
1. 課税価格の計算	177
2. 遺産の一部が未分割である場合の申告方式	177
3. 未分割の場合に適用できない規定	177
4. 分割後の手続き	181
■相続税の期限後申告・修正申告・更正の請求	182
■延納	183
■物納	189
■連帯納付義務	202
■農地等の相続税の納税猶予の特例	203
■相続税における重加算税の取扱い	218
■国外財産調書・財産債務調書	220

贈与税（暦年課税）

■納税義務者	221
■贈与による財産の取得時期	222
■贈与税の課税財産（贈与の意義・扶養義務者からの贈与・本来の贈与財産・みなし贈与財産）	222
■使用貸借による土地の借受けがあった場合	226
■非課税財産	227
■直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	228
■直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	230
■直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税	232
■贈与税の配偶者控除	237
■外国税額控除	238
■贈与税の計算	239
■申告・納税・開示	240

相続時精算課税制度

1. 概要	242
2. 適用対象者の要件	242
3. 適用手続	243
4. 相続時精算課税制度に係る贈与税	244
5. 相続時精算課税制度における相続税額の計算	245
6. 相続税納税の権利義務の承継	247

7. 住宅取得等資金に係る相続時精算課税	247
8. 相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例	248

法人版 特例事業承継税制

■特例措置と一般措置の比較	249
■適用対象となる中小企業者の範囲	249
■特例承継計画の提出・確認	249
■非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例	250
■非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例	259
■担保の提供	267
■資産保有型会社・資産運用型会社	268

個人版 事業承継税制

1. 個人版事業承継税制の概要	271
2. 特定事業用資産	271
3. 贈与税の納税猶予及び免除	271
4. 相続税の納税猶予及び免除	272

その他

■尺貫法の換算 ■不動産取得税の税率 ■登録免許税の税率	273
■相続開始後の申告手続スケジュール（非上場株式等のない場合）	274

— 凡 例 —

法	相続税法	通法	国税通則法
令	相続税法施行令	措法	租税特別措置法
規	相続税法施行規則	措令	租税特別措置法施行令
相基通	相続税法基本通達	措規	租税特別措置法施行規則
評基通	財産評価基本通達	措通	租税特別措置法関係通達
民	民法	所法	所得税法
法法	法人税法	所令	所得税法施行令
法令	法人税法施行令	所基通	所得税基本通達
法基通	法人税基本通達	消法	消費税法
円滑化法	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律		
円滑化規	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則		
国外送金等調書法	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律		

本書の利用にあたって

本書は、ある程度相続税法についての基礎的な知識を有しておられる方が、実務をされるときに、少しでもお役に立つことを目的として作られています。そのため、ハンディタイプにし、また、図表などを多く用いています。もとより税法の詳細な解説を行うものではありません。

また、本書は令和8年10月1日現在の法令に基づいています。なお、ご利用にあたっては法令集などにより、ご確認いただきたいと思います。

掲載されている各項目については筆者が今までの申告実務に際して必要性を感じたものを特に詳しく解説していますが、読者の方々のご意見ご要望をできるだけたくさん頂き、改訂を重ねていきたいと思っています。

令和 8 年度の主な改正事項と適用時期

1. 貸付用不動産の評価の見直し

改正の概要	
①相続等の直前に取得した貸付用不動産の評価	- 被相続人等（被相続人又は贈与者）が課税時期前 5 年以内に対価を伴う取引により取得等（取得又は新築）をした一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価することとされました。 - 上記「通常の取引価額に相当する金額」は、課税上の弊害がない限り、被相続人等が取得等をした貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に相当する金額によって評価することができます。
②商品として小口化された貸付用不動産の評価	- 不動産特定共同事業契約又は信託受益権に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価することとされました。 - 上記「通常の取引価額に相当する金額」は、課税上の弊害がない限り、(i)事業者等が示した適正な処分価格・買取価格等、(ii)事業者等が把握している適正な売買実例価額、又は(iii)定期報告書等に記載された不動産の価格等を参酌して求めた金額によることができます。ただし、これらに該当するものがないと認められる場合、上記①の貸付用不動産に準じて評価（取得時期や評価の安全性を考慮）することとされます。
▶ 令和 9 年 1 月 1 日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用 ただし、①の改正については、通達の改正（公開）日までに、被相続人等がその所有する土地（同日の 5 年前から所有しているものに限ります。）に新築をした家屋（同日において建築中のものを含みます。）には適用されません。	

2. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の終了

改正の概要	参考法令等
・直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置は、令和 8 年 3 月 31 日までの教育資金口座の開設等をもって終了されました。	措法 70 の 2 の 2

（参考）資金の拠出時期と贈与者死亡時の管理残額への相続税の課税（P.228参照）

拠出時期	H25.4.1～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31	R3.4.1～R5.3.31	R5.4.1～R8.3.31
相続税課税	なし	死亡前 3 年以内の拠出分は課税	あり	あり
23歳未満等	なし	なし	なし	相続税の課税 価格の合計額
孫等への 2 割加算	なし	なし	あり	5 億円以下 5 億円超
				なし あり

3. 事業承継税制の特例承継計画等の提出期限の延長

改正の概要	参考法令等
- 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限が 2 年 6 か月延長され、令和 10 年 9 月 30 日までとされました（P.271参照）。 - 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限が 1 年 6 か月延長され、令和 9 年 9 月 30 日までとされました（P.249参照）。	円滑化規17②④

民法の基礎知識

■相続開始の時期

(民31)

(民32の2)

- ・ 自然的死亡 { 現実の死亡事実発生時
認定死亡→戸籍記載の死亡時点
※認定死亡…震災や洪水などで死亡したことが確実でありながら死亡の確認ができないときには、警察署等が市町村に死亡報告をし、戸籍簿に死亡の記載がされます。
- ・ 失踪宣告 { 普通失踪→7年間の失踪期間満了の時に死亡とみなす
危険失踪→危険の去った時に死亡とみなす
(危険(地震や火災など)が去ってから1年間の生死不明のときに失踪宣告)
- ・ 同時死亡の推定…死亡の先後関係が明らかでないときには、同時に死亡したものと推定されます。

■相続人の範囲



①子・直系尊属…実子と養子、嫡出子と非嫡出子の区別による差はありません。

②代襲相続

原因	相続開始以前死亡(同時死亡を含む。) 相続欠格 推定相続人の廃除	→ 被相続人の子、被相続人の兄弟姉妹に代襲相続が認められます。
----	----------------------------------	---------------------------------

(民886)

- ③再代襲は被相続人の子についてのみ(兄弟姉妹の代襲相続は一代限り。)
- ④相続開始時に胎児であった者については、既に生まれたものとみなされます。ただし、死産の場合にはこの規定は適用されません。

■相続順位

- 第1順位… 子及び代襲相続人 + 配偶者
- 第2順位… 直系尊属(親等の近い順) + 配偶者
- 第3順位… 兄弟姉妹及び代襲相続人 + 配偶者

(注) 相続の放棄により相続順位が変わる場合があります(P.18参照)。

■養子・特別養子

	特別養子	普通養子
養親の制限	25歳以上と20歳以上の夫婦で共に養親	20歳以上である者
養子の制限	原則として15歳(令和2年3月31日以前は6歳)未満	養親より年少者
縁組の手続き	家庭裁判所の審判が必要	養子が未成年者でなければ当事者の届出のみ
実親等の同意	実父母の同意が必要	養子が満15歳未満のときは、法定代理人が承諾をする。
親子関係	実方との親族関係は終了する。	実方の親族関係は存続する。
戸籍の記載	養子との文言の記載がない。	養子と明記される。
離縁	家庭裁判所の審判が必要 養親からの請求不可	当事者の協議で可能。養子、養親のいずれでも訴え提起可

(民809)

被相続人の養子は、縁組の日から養親(被相続人)の嫡出子としての身分を取得します。

(民817の9)

夫婦は共同して養子縁組をしなければなりません。独身時代に縁組をした場合には、夫婦の一方だけの養子となります。特別養子制度は実

相続財産の譲渡

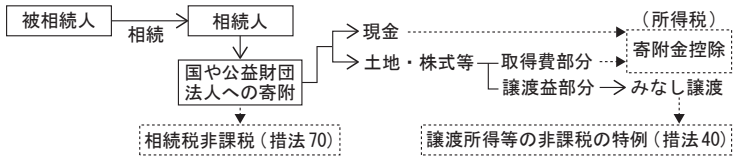
1. 相続財産を譲渡した場合の特例

※相続税の申告期限までの譲渡→相続税の小規模宅地の特例の適用なし

譲渡資産	譲渡時期		適用のある特例及び注意点		
相続又は遺贈により取得した資産	相続開始の日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年以内		取得費加算の特例		
相続した非上場株式（自己株式の譲渡）			・みなし配当ではなく株式譲渡益として申告分離課税 ・取得費加算の特例との併用可		
居住用財産（相続人が取得し居住する場合）※	相続開始の翌日から相続税の申告期限の翌日以後	3年超	所有期間	10年以上	3,000万円特別控除、軽減税率
				10年未満	3,000万円特別控除
	3年以内			10年以上	3,000万円特別控除、取得費加算、軽減税率
				10年未満	3,000万円特別控除、取得費加算
被相続人居住用家屋及び敷地等※	相続開始があった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日まで		空き家特例3,000万円控除		

(参考) 国等への寄附 (P.45参照)

- ・相続税の申告期限までに国等に対して相続財産を贈与(寄附)した場合のその寄附財産は、相続税においては非課税財産とされるとともに、所得税においては寄附金控除の対象となります。
- ・この場合、寄附財産が土地や有価証券など譲渡所得の基因となる財産であるときは、譲渡所得の課税対象とされますが、譲渡所得等の非課税の特例(措法40)を適用することにより非課税とされます。



2. 相続財産の譲渡と取得費加算の特例 (措法39、措令25の16)

- (1) ① 譲渡所得の金額は、譲渡収入金額－(取得費＋譲渡費用)－(特別控除)で計算されます(所法33)。
- ② そのうち取得費は、資産の取得に要した金額＋設備費及び改良費－減価償却費相当額により計算されます(所法38)。
- ③ 相続・遺贈・贈与による取得資産の取得価額及び取得時期は、被相続人、遺贈者、贈与者のものが引き継がれます(所法60①④)。
- ④ 土地建物等を譲渡した場合の取得費は、上記②の取得費と譲渡収入金額の5%相当額のいずれか多い金額とされます(措法31の4)。
- ⑤ 相続又は遺贈により取得した資産を、相続開始の日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年以内に譲渡した場合には、その取得費に次の(i) (ii)のうちいずれか低い金額を加算します。

相続税の課税価格の計算の基礎に

(i)資産を譲渡した者の $\times$ $\frac{\text{算入された譲渡資産の価額}}{\text{その資産を譲渡した者の相続税の課税価格(債務控除前)}}$ 確定相続税額

(ii)譲渡資産の収入金額－(取得費加算の特例適用前の取得費＋譲渡費用)

相続税

■ 納税義務者

納税義務者

(法1の3)

※個人とみなされる納税義務者(法66①②④)は次ページ参照

被相続人 \ 相続人		国内に住所			
		あり		なし	
		一時居住者以外	一時居住者	日本国籍	
				あり	なし
国内に住所	あり	①	③	10年以内に住所あり	10年以内に住所なし
	なし		③	②	④
	あり		③	②	④
	なし		③	②	④

(法1の3③、
法1の4③)

- ・ **一時居住者**とは、相続開始の時ににおいて在留資格を有する者であって、その相続開始前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいいます。
- ・ **外国人被相続人**とは、相続開始の時ににおいて、在留資格を有し、かつ、国内に住所を有していたその相続に係る被相続人をいいます。
- ・ **非居住被相続人**とは、相続開始の時ににおいて、国内に住所を有していなかったその相続に係る被相続人であって、(ア)その相続開始前10年以内のいずれかの時ににおいて国内に住所を有していたことがあるもののうち、そのいずれの時ににおいても日本国籍を有していなかったもの、又は、(イ)その相続開始前10年以内のいずれの時ににおいても国内に住所を有していたことがないもの、をいいます。

課税財産		相続人の住所が国内	相続人の住所が国外
		①居住無制限納税義務者	②非居住無制限納税義務者
国内・国外財産		③居住制限納税義務者	④非居住制限納税義務者

(注) 相続等により財産を取得した時ににおいて日本国内を離れている場合でも、国外出張、国外興行等により一時的に日本国内を離れているにすぎない者については、その者の住所は日本国内にあることになります。

(法1の3①五)

- ・ 贈与により相続時精算課税制度の適用を受ける財産を取得した個人(上記①～④に該当する者を除きます。)を**特定納税義務者**といい、課税財産の範囲は相続時精算課税適用財産のみとなります。

(納税義務者の相続税法の適用関係)

納税義務者	①居住無制限	②非居住無制限	③居住制限	④非居住制限
債務控除(法13)	法13①各号に定めるものの金額のうち、その者の負担に属する部分	法13②各号に定めるものの金額のうち、その者の負担に属する部分	法13③各号に定めるものの金額のうち、その者の負担に属する部分	法13④各号に定めるものの金額のうち、その者の負担に属する部分
配偶者控除	○	○	○	○
未成年者控除	○	○	×	×
障がい者控除	○	×	×	×
外国税額控除	○	○	×	×
納税地	住所地※	法62②適用有り※	住所地※	法62②適用有り

※法附則(昭和25年法律第73号)第3項の適用がある場合を除きます。

(法19の2)

(法19の3)

(法19の4)

(法20の2)

(法62)

■小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

1. 適用対象の土地等

(措法69の4、措令40の2②)

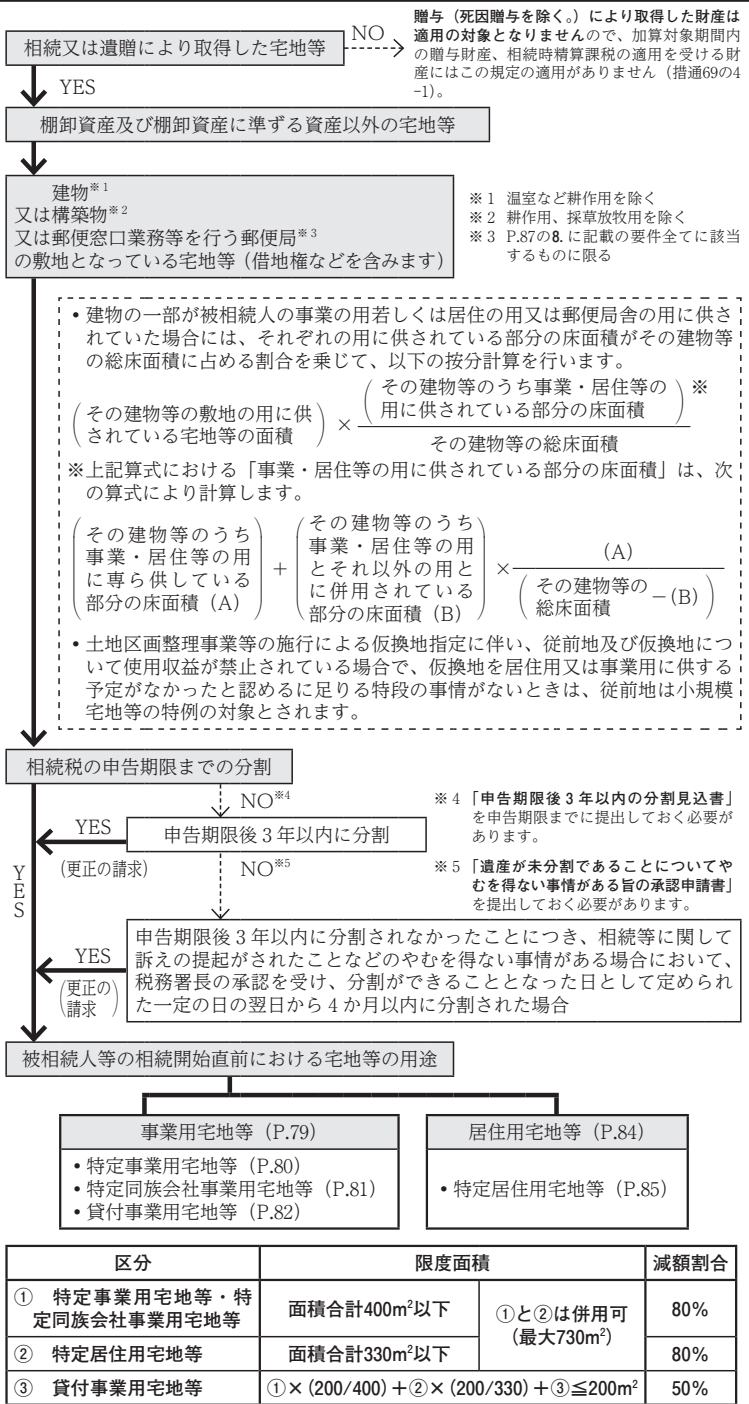
(措規23の2①、郵政民営化法180①、措通69の4-27)

(措通69の4-3)

(措法69の4④)

(措令40の2②③④⑤)

適用対象となる
限度面積
(措法69の4②)



贈与税（暦年課税）

■ 納税義務者

1. 個人である納税義務者（法1の4）

受贈者 贈与者					国内に住所					
					あり		なし			
					一時 居住者 以外	一時 居住者	日本国籍			
							あり		なし	
					10年以内に 住所あり	10年以内に 住所なし	なし			
国内に住所	あり	外国人 贈与者			①	③	②	④		
		10年以内に住所あり	日本国籍あり	あり						
	なし								非居住 贈与者	
										なし

- ・ **一時居住者**とは、贈与の時において在留資格を有する者であって、その贈与前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいいます。
- ・ **外国人贈与者**とは、贈与の時において、在留資格を有し、かつ、国内に住所を有していたその贈与をした者をいいます。
- ・ **非居住贈与者**とは、贈与の時において国内に住所を有していなかったその贈与をした者であって次のものをいいます。
 - (ア) その贈与前10年以内のいずれかの時において国内に住所を有していたことがあるもののうち、そのいずれの時においても日本国籍を有していなかったもの
 - (イ) その贈与前10年以内のいずれの時においても国内に住所を有していなかったもの

課税財産		受贈者の住所	
		国内	国外
	国内・国外財産	①居住無制限納税義務者	②非居住無制限納税義務者
	国内財産だけ	③居住制限納税義務者	④非居住制限納税義務者

2. 個人とみなされる納税義務者（法66）

区分		例	法人税課税	贈与税
人格のない社団等	代表者又は管理者の定めがある社団又は財団	PTA、同窓会等	益金算入	課税
公益法人等	法人税法第2条第6号に規定する公益法人等その他公益を目的とする事業を行う法人	学校法人 宗教法人等	益金算入	
			相続税・贈与税の不当減少にならない	

相続時精算課税制度

1. 概要

(法21の9～21の18、令5～5の6、規10～12)

- ・相続時精算課税制度は、原則として**60歳以上の直系尊属**である贈与者から、**18歳以上**（令和4年3月31日以前の贈与については、20歳以上）である者で**贈与者の直系卑属**（子や孫）である推定相続人又は孫への贈与について、受贈者の選択により、その贈与者とその受贈者の贈与について、暦年課税方式に代えて、適用を受けるものです。
- ・令和6年1月1日以後の相続時精算課税による贈与については、暦年課税の基礎控除とは別に、受贈者1人につき、贈与税の課税価格から基礎控除110万円が控除されます（同一年に2人以上の特定贈与者から贈与を受けた場合、110万円を特定贈与者ごとの贈与税の課税価格であん分します。）。
- また、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算される贈与財産の価額は、贈与を受けた年分ごとに基礎控除110万円を控除した残額とされます。
- ・贈与時には基礎控除額（年110万円）及び特別控除額（累積で2,500万円）を超える部分について一律20%の税率による贈与税を納付し、贈与者の相続時には、その贈与財産の価額を相続税の課税価格に合計して相続税額を計算し、既に納付した贈与税相当額を相続税額から控除する仕組みであり、相続税・贈与税の一体化措置と言われています。

（

特定贈与者
ごとの
贈与財産の
価額

－

基礎控除
(110万円)

－

特定贈与者ごとの特別控除額
2,500万円(前年以前に控除した
金額があるときは、その残額)

）

×20%

- ・贈与税の基礎控除額及び特別控除額までは贈与税が課されずに子や孫が生前に受け取ることができ、かつ、相続財産が基礎控除以下の場合には相続税も課されません。さらに、相続時の税額の精算は贈与時の価額により行いますので、評価額が上昇しそうな財産については早目の財産移転が有利となります。
- ・いったん相続時精算課税制度を選択するとその贈与者とその受贈者の間の贈与について暦年贈与は出来なくなります。
- ・自宅等の敷地については相続税では小規模宅地等の特例適用がありますが、相続時精算課税により自宅等の贈与をすると、相続時にはもはや相続財産ではなくなっているため、小規模宅地等の特例の適用はありません。

2. 適用対象者の要件

(法21の9、措法70の2の6)

贈与者	贈与をした年の1月1日において 60歳以上
受贈者	贈与を受けた年の1月1日において 18歳以上 （令和4年3月31日以前の贈与については、20歳以上）である者のうち、 贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫

- (注) ①推定相続人の判定は、贈与時に行います。年の中で養子縁組をした場合や父の死亡により祖父の（代襲）推定相続人となった場合には、推定相続人となった時以後の贈与について適用があります（推定相続人となる前の贈与には適用がありません。）。
- ②養子の数についての制限はありません。
- ③贈与財産の種類・価額・贈与回数は問いません（みなし贈与財産についても適用があります。）。